

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成30年4月1日	法人コード	A012052
	至	平成31年3月31日	法人名	公益社団法人平川市シル バー人材センター

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人平川市シルバー人材センター		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	「定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進、社会参加の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。」		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	青森県	平川市新館野木和20番地1 平川市平賀農村環境改善センター内	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	定款第5条～定款第11条 1. 正会員の資格取得の条件 平川市に居住する原則として60歳以上の者、また、健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望するもの。 2. 正会員の資格喪失の条件 任意退会、総会決議による除名。このほか、次のいずれかに該当する場合に資格を喪失する。 ア) 成年被後見人又は被保佐人になったとき、イ) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき、ウ) 1年以上会費を滞納したとき、エ) すべての正会員の同意があったとき。		
社員の数(公益社団法人のみ)	192 人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	94,878,963 円		94,816,298 円
収入>費用の場合の対応	就業機会提供事業において、見込みを上回る収益があったため。普及啓発事業の「会員拡大施策」の会員増強に取り組む経費に充当する。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		95.1 %
①	公益実施費用額	94,816,298 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	4,885,701 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	0 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	127 円
-------------	-------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	10,258,269 円	負債額	2,918,922 円
		正味財産額	7,339,347 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	94,816,298 円
遊休財産額	7,339,341 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		1,881,427 円
①	公益目的増減差額	1,881,421 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	6 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。